

健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替（変更）申出書の手続方法

【どういうときに提出するか】

事業主が、健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の口座振替を希望するとき、又は口座振替を行っている口座を変更したいときに、事業主が申請するためのものです。

【添付書類】

なし

【留意事項】

- 1 届出書への押印
届出書の2枚目（金融機関用）に、金融機関お届け印を押印してください。
- 2 口座名義
預（貯）金口座は、年金事務所へお届けの所在地、名称、代表者氏名と口座名義が同一のものを指定してください。
- 3 新規適用時に申請する場合
新規適用時に申請する際、事業主記載欄の①事業所整理記号及び②事業所番号が決まっていない場合は、空欄のままにしてください。
- 4 口座振替可能金融機関
日本銀行の一般代理店、歳入代理店
※インターネット専業銀行等、一部お取扱いできない金融機関がありますのでご注意ください。
- 5 振替日
振替対象保険料の納付期限日となります。
保険料の納付期限は翌月末日ですが、末日が休日の場合は、翌日以降の最初の営業日となります。

【提出先】

インターネット専業銀行以外の金融機関を振替口座として希望する場合は、2部とも金融機関に提出してください。インターネット専業銀行を振替口座として希望する場合は、2部とも年金事務所又は事務センターへ送付、若しくは年金事務所の窓口へ提出してください。

なお、ゆうちょ銀行を希望される場合は、ゆうちょ銀行の他、郵便局又は簡易郵便局でも提出することができます。

金融機関において、預（貯）金口座の照合確認を行った上で、1枚目（年金事務所用）が金融機関から年金事務所へ送付されます。

ただし、金融機関において届出書が返戻された場合は、1枚目（年金事務所用）の金融機関の確認欄に記載等があることを確認した上で、1枚目（年金事務所用）、2枚目（金融機関用）を年金事務所又は事務センターへ送付、若しくは年金事務所の窓口へ提出してください。

なお、提出された時期により、振替開始月がご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。